

グループホーム愛ランドわたち運営規程

社会福祉法人治敬会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人治敬会（以下「事業者」という。）が開設するグループホーム愛ランドわたち（以下「事業所」という。）の運営する認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 認知症対応型共同生活介護〔認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム愛ランドわたち
- (2) 所在地 長野県長野市若穂綿内 8505-1

（職員の員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行うとともに、自らも認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(2) 計画作成担当者 2名 (常勤)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、少なくとも1名は介護支援専門員をもって充てる。

(3) 介護職員 10名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(4) 看護職員 1名

看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。

(利用定員)

第6条 この事業所の利用定員は18名(2ユニット)とする。

短期利用共同生活介護については、認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲以内において空いている居室等を利用するものとする。ただし、一つの共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とし、利用期間は30日以内とする。これは指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過してから開始する。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする(契約書6条3ページ)

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 健康チェック、相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び

そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上

の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 家賃 38,000 / 月額

(2) 食材費 1,686 / 日額

(3) 水道光熱費 17,450 / 月額

(4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用

2 月の中途における入居または退居については別に定める。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療の必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行う。

(秘密保持)

第 1 1 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 1 2 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者
者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備
等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 1 3 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速
やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 1 4 条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、
常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の制限)

第16条 職員は、施設サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を年2回行う。

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第19条

事業所は感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第20条 事業者は、利用者の処遇において事故が発生した場合は、速やかにその利用者の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。また、その処置について記録する。

2 事業者は、利用者の処遇において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業者は、サービスの質の自己評価及び外部評価を行い、その結果を公表し常にサービスの改善及び質の向上を図る。

2 地域との連携について次のとおり行う。

- (1) 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者及びその家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- (2) 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表する。
- (3) 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な地域活動との連携及び協力を行う等交流を図る。
- (4) 事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- (5) 職員でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを入居者の負担により利用させません。

3 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

4 事業者は、身体拘束は原則行いません。ただし、認知症等により利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急を要する場合は、この限りではではない。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人または身元引受人に報告するとともに記録するものとする。

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

5 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人治敬会とグループホーム愛ランドわたうちの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

この規程は平成 28 年 3 月 26 日から適用する。

この規程は令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は令和 2 年 1 0 月 2 6 日から適用する。

この規程は令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は令和 5 年 3 月 1 日から適用する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

以 上